

# 北上市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和5年2月27日  
北上市農業委員会

## 第1 基本的な考え方

北上市農業委員会は、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、「農地等の利用の最適化の推進」に取り組むため、農業委員会等に関する法律第7条第1項に基づく指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法を次のとおり定める。

なお、この指針は、農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、岩手県が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」（令和3年3月策定）、北上市が定める「北上市産業ビジョン」（令和4年3月策定）及び「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」（令和3年9月策定）に合わせて令和12年度を目標年度とし、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

## 第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

### 1. 遊休農地の発生防止・解消について

#### (1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (令和4年4月)	9,084.38ha	14.38ha	0.15%
3年後の目標 (令和7年4月)	9,084.38ha	5.74ha	0.06%
目 標 (令和12年4月)	9,084.38ha	0ha	0%

※ 「管内の農地面積」は、令和3年の「耕地及び作付面積統計」における耕地面積と遊休農地の合計面積。

#### 【目標設定の考え方】

「令和4年度最適化活動の目標設定等」の遊休農地の解消目標面積の「1年あたり2.88ha」を解消目的とし、最終年にはゼロを目標とした。

#### (2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

##### ア 遊休農地の早期発見、発生防止について

(ア) 農地法第30条の規定による利用状況調査のほか、随時、農地パトロールを実施し、遊休農地を早期に発見する。

(イ) 関係機関や地域住民からの情報収集により遊休化のおそれがある農地

を把握し、土地所有者の意向を確認して遊休農地の発生を防止する。

(ウ) 利用状況調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映させる。

イ 利用意向調査について

農地法第32条の規定による利用意向調査の実施により農地所有者の意向を把握し、農地中間管理機構や関係機関と連携して、農地所有者が表明した意向どおりに遊休農地を解消できるよう支援する。また、利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映させる。

ウ 遊休農地の解消について

(ア) 遊休農地所有者の意向や希望を把握し、農地中間管理機構及び関係機関との連携並びに農地所有適格化法人、集落営農組織、認定農業者等の農業活動者の協力により遊休農地の解消を目指す。

(イ) 遊休農地の復元事業について、市と検討し、独自の制度の創設を促すほか、農地中間管理機構の「遊休農地解消緊急対策事業」の実施に際しては、必要に応じ情報提供をする。

(ウ) 利用状況調査によってB分類（再生利用困難）に区分された荒廃農地については、状況に応じて非農地判断を行い、守るべき農地を明確化する。

(3) 遊休農地の発生防止・解消方法の評価方法

ア 遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

イ 単年の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2. 地域内の農業を担う者（以下「農業活動者」という。）への農地利用の集積・集約化について

(1) 農業活動者への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (令和4年4月)	9,070ha	5,966ha	65.78%
3年後の目標 (令和7年4月)	9,070ha	6,449ha	71.10%
目 標 (令和12年4月)	9,070ha	7,256ha	80%

※ 「管内の農地面積」は、令和3年の「耕地及び作付面積統計」における耕地面積。

※ 「集積面積」は、認定農業者・認定新規就農者・集落営農組織・中小家族経営農家などの農業活動者による集積面積の合計。

### 【目標設定の考え方】

北上市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に掲げる農用地利用面積のシェアの目標である「80%」を目標とした。

## (2) 農業活動者への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

### ア 「地域計画」の作成・見直しについて

農業委員会として、人と農地の問題解決のため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに積極的に取り組む。

### イ 農地の基盤整備等について

地域の農地利用の状況を踏まえ、守るべき農地を明確化した基盤整備の推進や遊休農地の解消により、農地の耕作条件を整え、農業活動者に集積するよう支援する。

### ウ 農地中間管理機構等との連携について

(ア) 利用集積に対する支援制度等の情報提供体制を強化し、農地中間管理事業を柱とする農地の集積・集約化を推進する。

(イ) 農業活動者の希望の把握や離農する農家からの相談により、農業活動者、土地所有者の情報を把握し、市農林部や農地中間管理機構等と連携して農地の集積を促進する。

### エ 農業活動者の育成について

受け手となる農業活動者の確保が重要であることから、農業活動者の経営改善の取組みが円滑に推進するよう支援する。

### オ 農地の所有者等を確知することができない農地の取り扱いについて

農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続きを経て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

## (3) 農業活動者への農地利用の集積・集約化の評価方法

ア 農業活動者への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

イ 単年の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

## 3. 新規参入の促進について

### (1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数	新規参入者取得面積
現 状 (令和4年4月)	2 経営体	1.1ha
3年後の目標 (令和7年4月)	2 経営体	1.0ha
目 標 (令和12年4月)	2 経営体	1.0ha

### 【目標設定の考え方】

令和元年度から令和3年度の新規参入者が平均で2経営体であったことから、年間2経営体の新規参入を目標とした。

## (2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

### ア 関係機関との連携について

- (ア) 新規参入に関する相談窓口を開設している機関との連携により、新規参入希望者の情報を共有し、就農に結び付けていく。
- (イ) 行政機関等に対して、新規参入者が円滑に就農できるように支援・指導する体制の充実及び行政機関等が独自に補助金・助成金を交付する制度の創設など、新規参入を促進する施策を提案していく。

### イ 情報提供について

- (ア) 新規参入者となり得る農業法人で働く者や農業大学校、農業高校の学生・生徒に新規就農に関する情報を提供していく。
- (イ) 後継者のいない農家や貸借可能な農地の情報を把握し、土地所有者の意向や希望に応じて新規参入者に情報を提供していく。
- (ウ) 新規参入者促進にかかる先進事例の情報収集や調査研究を行い、情報を提供していく。

### ウ フォローアップ体制について

新規就農者が農業活動者として継続して営農していくためには、就農段階から定着、発展段階まで一貫して支援することが重要であることから、関係機関や地域の人材と連携してフォローアップ体制を構築する。

## (3) 新規参入の促進の評価方法

ア 新規参入の促進の進捗状況は、新規参入の数により評価する。

イ 単年の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

## 第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

北上市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、北上市農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農家への声掛け等による意向把握
- ・ 「地域計画」で位置付けられた農業活動者への農地の利用調整やマッチング
- ・ 農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力